

期 中 の 評 価 個 表

事業名	民有林直轄治山事業		事業計画期間	昭和55年度～平成22年度(31年間)												
事業実施地区名 (都道府県名)	早明浦(さめうら) (高知県)		事業実施主体	四国森林管理局 嶺北森林管理署												
事業の概要・目的	<p>本地区は、昭和50年の台風5号、6号、昭和51年の台風17号により崩壊が多数発生し、それに伴う土砂の流出により未曾有の大災害が発生した。広範囲にわたる多数の崩壊地の復旧と溪流に堆積する大量の不安定土砂の固定、流出防止を図るには大規模で継続的な対策を講じることが必要であることから、高知県、大川村及び本川村(現いの町)の強い要請を受け、昭和55年度から直轄治山事業に着手した。その後、平成10・11年の台風等の豪雨によって新たな崩壊が発生しており、事業内容を見直している。</p> <p>・主な事業内容：溪間工239基、山腹工7ha ・総事業費：12,812,000千円(平成15年度の評価時点：12,812,000千円)</p>															
1 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成15年度期中の評価時と現在において要因に大きな変化はない。なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総費用(C)</td> <td style="text-align: right;">21,120,203千円</td> </tr> <tr> <td>総便益(B)</td> <td style="text-align: right;">4,604,809千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水源かん養便益</td> <td style="text-align: right;">40,923,020千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">山地保全便益</td> <td style="text-align: right;">1,825,989千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">環境保全便益</td> <td style="text-align: right;">47,353,818千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果(B/C)</td> <td style="text-align: right;">2.24</td> </tr> </table>				総費用(C)	21,120,203千円	総便益(B)	4,604,809千円	水源かん養便益	40,923,020千円	山地保全便益	1,825,989千円	環境保全便益	47,353,818千円	分析結果(B/C)	2.24
総費用(C)	21,120,203千円															
総便益(B)	4,604,809千円															
水源かん養便益	40,923,020千円															
山地保全便益	1,825,989千円															
環境保全便益	47,353,818千円															
分析結果(B/C)	2.24															
2 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会的情勢の変化	<p>当地区は脆弱で崩壊し易い地質構造である三波川(さんばがわ)結晶片岩地帯に位置しており、豪雨の都度、山腹斜面の崩壊により、森林の被害、崩壊土砂の流出が発生している。本地区の下流には早明浦ダム等の利水用ダム、発電用ダムが多くあり、水源かん養機能や土砂流出防止機能の高度発揮が強く要請されている。</p> <p>保全対象となっている国道194号は高知県と愛媛県を結ぶ基幹道路であり、新寒風山トンネルの開通により役割が更に高まっている。</p> <p>・主な保全対象：人家63戸、国道道10km、町村道13km、林道1km、農耕地1ha</p>															
3 事業の進捗状況	<p>山腹崩壊地については、崩壊地の拡大防止と森林に早期復元するため山腹工を実施した。溪流荒廃地については、不安定堆積土砂の流出や渓谷侵食の防止を図るため溪間工を実施した。平成19年度までの事業の進捗率は76%(事業費)である。</p>															
4 関連事業の整備状況	<p>当地区の下流域及び隣接区域では国土交通省や高知県が地すべり防止事業を実施している。実施に当たっては、関係機関による調整会議等を開催し十分な連携を図りながら、効率的に事業を実施し、総合的な事業効果が発揮されるよう努めている。</p>															
5 地元(受益者、地方公共団体等の意向)	<p>当地区は三波川結晶片岩地帯の脆弱な地質構造であり、豪雨が原因で、森林の被害、崩壊土砂の流出による人家、国道に被害が発生した地区である。当事業は荒廃地の復旧、災害防止、早明浦ダム水源域の保全について大きく貢献しており、事業の継続及び早期の完了をお願いしたい。(高知県)</p> <p>当地区は、早明浦ダム最上流域の水源地であり、本村のみならず四国の最重要地域として、今後も治山事業の実施を強く要望する。(大川村)</p> <p>当地区は過去に土砂流出により人家、国道に被害が発生したこと及び重要な水源地であることから継続的な治山事業の実施を強く要望する。(いの町)</p>															
6 事業コスト縮減等の可能性	<p>現地の状況に応じて最も効果的且つ効率的な工種・工法を検討し、転石等の現地発生材を利用する工法等、コスト縮減に繋がる工法の採用に努めるとともに、事業実施に当たっても事業費の低減等を図る。</p>															
7 代替案の実現可能性	該当なし。															
第三者委員会の意見	<p>事業の必要性、効率性、有効性が認められること、地元の強い要望もあることから、今後とも周辺環境に配慮しつつ事業を継続実施することが望ましい。</p>															
評価結果及び実施方針	<p>・必要性： 山腹崩壊地及び溪床に堆積している不安定土砂を放置すれば崩壊地の拡大等が懸念され、下流域の人家や農耕地等に被害が及び恐れがあり、地元から安全安心な生活を求める要望も強いことから、事業の必要性が認められる。</p> <p>・効率性： 現地の状況に応じた最も効果的且つ効率的な工種・工法を検討しコスト低減を図っていることから、事業の効率性が認められる。</p> <p>・有効性： 本事業により崩壊地の復旧や溪床に堆積している土砂の安定化等下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。</p> <p>上記～の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえ総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針： 事業を継続する。</p>															